

競争契約入札心得

国家公務員共済組合連合会
大阪共済会館

(目的)

第1条 本心得は、国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館(以下「当会館」という。)が行う一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)において、入札者が守らなければならない事項を定めることを目的とし、入札者は本心得の定めるところに従わなければなりません。

(入札保証金及び契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金の納付は、これを免除します。

(入札等)

第3条 入札者は、仕様書、図面、契約書案等の各書面及び現場を熟知の上、入札してください。この場合、これらの書類その他について疑義がある場合は、当会館の関係職員へ説明を求めることができます。

- (1) 入札金額は、特に示さない限り消費税及び地方消費税を含まない金額を記載するものとします。
- (2) 入札書は、別紙書式1により作成し、書式2のとおり封をしたうえで割印し、入札者の氏名を表記して公告又は指名通知に示した場所及び日時までに入札しなければなりません。
- (3) 入札者は、代理人(入札参加者により作成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札前に必ずその委任状を契約担当者に提出しなければなりません。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人を兼ねることはできません。
- (5) 入札者は、一旦入札書を提出した後は開札の前後を問わず、これを引き換え、変更し、又は取り消すことができません。

2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- (1) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各項目に掲げるところにより申し出るものとします。

イ 入札執行前にあっては、書式3 入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札の日の直前までに到着するものに限る。)して行います。

ロ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に提出して行います。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な扱い

を受けるものではありません。

- (3) 入札者は、私的独占の禁止及び公正な取引の確保する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

第 4 条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、競争を公正に執行することができないと認める場合は、当該入札者を競争入札に参加させず、競争入札の執行延期し、又は競争入札を取り止めることがあります。

(開札)

第 5 条 開札は公告又は指名通知で示した場所及び日時に入札者を立ち合わせ、その面前で行います。

(入札の無効)

第 6 条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 連合会の定めた競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (3) 記名、押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等で意思表示の内容が不明瞭な入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札又は妨害行為を行ったものの入札
- (7) 入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出しない者の入札
- (8) 同一競争入札について、他の入札者の代理人を兼ね、もしくは 2 以上の入札書を差し入れた者の入札
- (9) その他連合会が定めた競争入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 7 条 入札者のうち、入札基準価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた当会館の予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は、最低の入札者を落札者としません場合があります。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が著しく低いため、その価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれが認められる場合
- (2) 落札者となるべき者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不適當であると認められる場合
- (3) 同項 1 号又は 2 号を適用した場合には、除外した者を除き予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(再度入札)

第 8 条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、再度入札とは、2 回目以降の各回を含む意味につき入札書の予備を用意してください。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 9 条 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合、直ちに該

当入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(契約書等の提出)

第10条 落札者は、落札者の決定の日から7日以内に別に定める契約書を提出してください。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書に記名押印して提出しない場合、その者を落札者としません。この場合において、その者の納付又は提供した契約保証金の返還請求権は消滅したものとします。

(契約保証人)

第11条 落札者は、当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いの担保及び事故に代わって自らの債務の履行を保証する適当な保証人を立てなければなりません。ただし、契約担当者がとくにその必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

2 前号の保証人の選定については、契約担当者の承諾を得なければなりません。

(異議の申し立て)

第12条 入札参加者又は入札者は、入札後において本心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について、不明なことを理由に異議を申し立てることはできません。

(諸書類の返還)

第13条 入札のために貸与した仕様書、説明書、図面等は、入札に先立って契約担当者へ返還してください。